

令和3年第1回川西町 議会臨時会会議録

令和3年1月29日 金曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 鈴木浩之君
未来づくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
まちづくり課長 奥村正隆君	住民生活課長 佐藤紀子君
福祉介護課長 大滝治則君	健康子育て課長 金子征美君
産業振興課長 井上憲也君	農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君
地域整備課長 奥村邦彦君	会計管理者・税務会計課長 後藤哲雄君
教育総務課長 淀野芳広君	生涯学習課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 1 号)

令和3年1月29日 金曜日 午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長の選挙
- 日程第 4 議席の一部変更
- 日程第 5 議第3号 財産の取得について
- 日程第 6 議第2号 川西町課設置条例の設定について
- 日程第 7 議第1号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第10号)

本日の会議に付した事件

日程第7まで議事日程のとおり

日程の追加

- 追加日程第 1 副議長の選挙
- 追加日程第 2 議席の一部変更
- 追加日程第 3 常任委員会委員の辞任
- 追加日程第 4 特別委員会委員の辞任

日程の追加(第2号)

- 追加日程第 1 議会運営委員会委員の辞任
- 追加日程第 2 発議第1号 広聴広報常任委員会委員の選任
- 追加日程第 3 発議第2号 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 4 選 第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

◎開会の宣告

○副議長 議長欠員のため、地方自治法第106条1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

全員ご起立願います。

おはようございます。

ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は、ございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○副議長 直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○副議長 日程第1 川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

7番伊藤寿郎君、8番伊藤進君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○副議長 日程第2 会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 9時38分)

○副議長 会議を再開いたします。

(午前 9時51分)

◎議長の選挙

○副議長 日程第3、議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第1項の規定により、投票によって行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長 ただいまの出席議員は13人であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定によって、開票の立会人に、1番井上晃一君及び2番遠藤明子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○副議長 事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票記載台において被選挙

人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○副議長 投票漏れはございませんか。

(なし)

○副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○副議長 開票を行います。

井上晃一君及び遠藤明子さんは、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

鈴木幸廣君 6票

高橋輝行君 4票

伊藤寿郎君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第1項の規定により4票であります。

よって、有効投票の最多数を得た私、鈴木幸廣が議長に当選いたしました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長当選のあいさつ

○議長 私より、就任に際しあいさつを申し上げます。

一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの議長選挙に当たり、議員の皆様方のご推挙をいただき、川西町議会議長の要職に就任させていただくこととなりましたことは、身に余る光栄であります。私は議員経験も浅く、議長の器ではないことは、私自身、一番よく承知をしておりますが、議員皆様方のご推挙を受けました上は、町民の皆様のご期待と議員各位のご厚情に対し、しっかりとお応えできるよう決意を新たにいたしましたところであります。

この6年間の議員活動におきましては、故加藤俊一前議長の下での議員活動の経験だけありますので、故加藤俊一議長を手本としながらも、自分らしく、至誠一貫、誠心誠意、努力してまいり所存であります。議員各位の今後より一層のご支援とご指導を賜りますようお願いを申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございます。誠にありがとうございました。（拍手）

引き続き、会議を進めてまいります。

◎議席の一部変更

○議長 日程第4、議席の一部変更を行います。

先例に従いまして、私の議席を最終14番といたします。

（議席の移動）

○議長 ここで暫時休憩をいたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

（午前10時13分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

◎日程の追加

○議長 ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、副議長選挙を行うことに決定いたしました。

ここで議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 09 分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 11 時 11 分)

◎副議長の選挙

○議長 追加日程第 1、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第 4 章第 1 項の規定により、投票によって行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員数は 13 人であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、開票の立会人に、1 番井上晃一君及び 2 番遠藤明子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○議長 事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票記載台において被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○議長 開票を行います。

井上晃一君及び遠藤明子さんは、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

伊藤寿郎君 5票

井上晃一君 5票

橋本欣一君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第1項の規定により4票であります。

伊藤寿郎君と井上晃一君の得票数は、いずれもこれを超えており、両君の得票数は同数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじで当選人を決定することになっております。

伊藤寿郎君及び井上晃一君が議場におりますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものであります。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものであります。

くじは、抽せん棒で行います。

伊藤寿郎君、井上晃一君は登壇ください。

(1番 井上晃一君 登壇)

(13番 伊藤寿郎君 登壇)

○議長 遠藤明子さん、渡部秀一君は、くじの立会いをお願いいたします。演壇前をお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

なお、引いた抽せん棒の番号が、くじを引く順序と定めます。

議席番号順に引きます。

まず、井上晃一君、くじを引いてください。

次に、伊藤寿郎君、くじを引いてください。

(抽せん)

くじを引く順序が決定いたしましたので、報告いたします。

まず、初めに、井上晃一君、次に、伊藤寿郎君、以上のおりであります。

ただいまの順序により、当選人を確定するくじを行います。

なお、抽せん棒の番号は1番を当選と定めます。

井上晃一君及び伊藤寿郎君、くじを引いてください。

(抽せん)

○議長 くじの結果を報告いたします。

くじの結果、伊藤寿郎君が副議長の当選人と決定いたしました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま副議長に当選されました伊藤寿郎君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長当選のあいさつ

○議長 伊藤寿郎君、副議長当選の承諾並びにごあいさつを、演壇に登壇の上、お願いをいたします。

伊藤寿郎君。

(13番 伊藤寿郎君 登壇)

○13番 副議長選選挙に当たり、皆様にご推挙していただきまして、誠にありがとうございます。

私は、鈴木幸廣議長とともに、議長を支え、そして川西町議会の活性化に向けて、短期間

ではございますけれども、一生懸命頑張らせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

◎議席の一部変更

○議長 追加日程第2、議席の一部変更を行います。

副議長選に伴い、先例に従いまして、副議長の議席は最終2番とされておりますので、副議長の伊藤寿郎君の議席は13番に、8番の伊藤進君は7番の議席に着席いただき、以降の議席を議員におかれては順次お詰めいただき、ご移動お願いいたします。

（議席の移動）

○議長 議席の一部変更については、川西町議会会議規則第4条第3項の規定により、ただいまご着席の議席のとおり、本職より一部変更して指定いたします。

◎日程の追加

このたび私は、川西町議会運用例第7章第3項及び第4項の規定により、総務文教常任委員会委員及び広聴広報常任委員会委員を辞退並びに予算特別委員会委員を辞任したいと思います。

お諮りいたします。この際、常任委員会委員の辞退及び特別委員会委員の辞任を追加日程とし、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の辞退及び特別委員会委員の辞任を追加日程とし、議事を進めることに決定いたしました。

本案は、私の一身上に関する事件であり、除斥に該当いたしますので、副議長と交代いたします。

（鈴木幸廣議長 退場）

（副議長、議長席に着席）

○副議長 議長と交代いたしました。引き続き議事を進めます。

◎常任委員会委員の辞退

○副議長 追加日程第3、常任委員会委員の辞退、これを議題といたします。

お諮りいたします。鈴木幸廣議長の常任委員会委員の辞退について許可することにご異議
ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、鈴木幸廣議長の常任委員会委員の辞退は許可することに決定いたしました。

◎特別委員会委員の辞任

○副議長 追加日程第4、特別委員会委員の辞任、これを議題といたします。

お諮りいたします。鈴木幸廣議長の特別委員会委員の辞任について許可することにご異議
ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、鈴木幸廣議長の特別委員会委員の辞任は許可することに決定いたしました。

鈴木幸廣議長の復席を求めます。

(鈴木幸廣議長 復席)

○副議長 鈴木幸廣議長に申し上げます。

常任委員会委員の辞退及び特別委員会委員の辞任については許可されましたので、告知い
たします。

議長と交代いたします。

(議長、議長席に着席)

○議長 副議長と交代いたしました。ここで暫時休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどといたします。

(午前11時44分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎日程の追加

○議長 休憩中、伊藤寿郎副議長から議会運営委員会委員の辞任願いが提出されました。

お諮りいたします。この際、議会運営委員会委員の辞任を追加日程にさらに追加し、追加

日程第1として直ちに議題とすることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の辞任を追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。

伊藤寿郎君は、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場を求めます。

(伊藤寿郎副議長 退場)

◎議会運営委員会委員の辞任

○議長 追加日程第1、議会運営委員会委員の辞任、これを議題といたします。

事務局長に辞任願を朗読させます。

緒形事務局長。

(事務局長辞任願朗読)

○議長 お諮りいたします。伊藤寿郎副議長の議会運営委員会委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、伊藤寿郎副議長の議会運営委員会委員の辞任については許可することに決定いたしました。

伊藤寿郎副議長の復席を求めます。

(伊藤寿郎副議長 復席)

○議長 伊藤寿郎副議長に申し上げます。

議会運営委員会委員の辞任について許可されましたので、告知いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 1時04分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時12分)

◎日程の追加

○議長 休憩中、総務文教常任委員会において、欠員となっている広聴広報常任委員会委員の選任が行われましたので、この際、広聴広報常任委員会委員の選任を追加日程にさらに追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

11番高橋輝行君。

○11番 ちょっと鈴木議長にお尋ねしたいんですけども、広報委員会なりに所属している人が辞任という、どなたにするか分からないけれども、役職も持っていれば、委員長なら委員長の辞職なり、そういう手続が前段にあって、そしてこう進んでいるものというふうに思いますが、それはそのようになっているんですけども、ちょっと確認だけ申し上げておきます。

○議長 広聴広報常任委員会の委員長につきましては、広聴広報常任委員会の席上で辞任というようなこととなりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

11番高橋輝行君。

○11番 休憩だのいると思う。

○議長 暫時休憩いたします。

(午後 2時19分)

○議長 休憩を解きます。

(午後 2時21分)

○議長 休憩中、総務文教常任委員会において、欠員となっている広聴広報常任委員会委員の選任が行われましたので、この際、広聴広報常任委員会の選任を追加日程にさらに追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、広聴広報常任委員会委員の選任を追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 2時22分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時02分)

◎発議第1号 広聴広報常任委員会委員の選任

○議長 追加日程第2、発議第1号 広聴広報常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

広聴広報常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

お諮りいたします。欠員補充お一人の広聴広報常任委員会委員については、橋本欣一君を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、橋本欣一君を広聴広報常任委員会委員に選任することと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 3時04分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時19分)

◎広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果発表

○議長 休憩中、広聴広報常任委員会が開催され、委員会においてその結果、現正副委員長とするものと通知がありましたので、本職より報告をいたします。

改めて、広聴広報常任委員会委員長、伊藤寿郎君、副委員長、遠藤明子さん。

以上のとおりであります。

◎日程の追加

お諮りいたします。先刻、伊藤寿郎副議長の議会運営委員会委員の辞任が許可されたことに伴い、議会運営委員会委員に欠員が生じておりますが、議会運営委員会委員の選任については、先例により、各常任委員会委員長が選任されており、この際、議会運営委員会委員の選任を行うため、追加日程にさらに追加し、追加日程第3として議会運営委員会委員の選任を直ちに議題とすることといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

11番高橋輝行議員。

○11番 進行中、申し訳ない、議事を。

まず、最初、後でもいいんでしょうけれども、広報委員長、新しい副議長になられて、また広報委員長もそのまま引き継ぐようにしていただくということで、3月定例議会、盛りだくさんの内容を見て、副議長、そして広報委員長を兼ねての激務でしょうけれども、大いにご期待を申し上げたい。先ほど申し上げたことが何ぼか生きているのかなということで、ほっとしているようなことでありまして、全員野球で、私も協力できるものがあるかと思えます。それだけを申し上げながら、御礼を言うというのもおかしいんですが、その後はひとつスムーズに進めていただきたいと思います。副議長には大いにご期待を申し上げたいと、広報についてね。

以上であります。

○議長 この際、議会運営委員会委員の選任を行うため、追加日程にさらに追加し、追加日程第3として議会運営委員会委員の選任を直ちに議題とすることといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

11番高橋輝行議員。

○11番 だから、それを進めるには、私なりに思うことを言うんですが、休憩をしていただいて、その内容の精査を議運でちょっと確認をするという手続をすべきものだと思うんですが。また一方的に議事、議事となるとどうなのかなと。

ご本人はそうですねと言っているわけですし、私もなるほどなという中で、ところが議長と議運委員長は、いや、それは分かったけれども、シナリオどおりだとなれば、これは今の想定では、副議長が広報委員長も議運も兼務される役職になっていくというふうになるわけでしょう。そうであれば、意見を申し上げた内容と、副議長自体もご辞退ではありませんけれども、それはなるほどなと、私の意見に対してご納得していただいているわけですから、その意向が全然反映されない進め方になるのではないかというふうなことと思うので、これ

は議長ね、1回休憩していただいて、議運で今の内容を精査していただきながらご報告いただいて、次ということが妥当なわけです。

以上であります。

○議長 暫時休憩いたします。

(午後 3時22分)

(午後 3時47分)

○議長 会議を再開いたします。

先ほど来、議案提案してまいりましたが、この際、議会運営委員会委員の選任を行うため、追加日程にさらに追加し、追加日程第3として議会運営委員会委員の選任を直ちに議題とすることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を追加日程第3とし、議題とすることに決定いたしました。

◎発議第2号 議会運営委員会委員の選任

○議長 追加日程第3、発議第2号 議会運営委員会委員の選任、これを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

お諮りいたします。欠員補充1名の議会運営委員会委員については、伊藤寿郎君を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、伊藤寿郎君を議会運営委員会委員に選任することと決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 さらに、お諮りいたします。ただいま置賜広域病院企業団議会議員が1人欠員となっ

ております。

この際、置賜広域病院企業団議会議員の選挙を追加日程にさらに追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、置賜広域病院企業団議会議員の選挙を追加日程第4とし、議題とすることに決定いたしました。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 3時50分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時51分)

◎選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

○議長 追加日程第4、選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙、これを議題といたします。

本案は、置賜広域病院企業団規約第5条の規定により、置賜広域病院企業団議会議員欠員補充1人を選挙するものであります。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の規定により、指名推選の方法で行います。

また、指名推選の方法につきましては、当運用例第4章第4項の規定により、直ちに本職より指名いたします。

置賜広域病院企業団議会議員に、私、鈴木幸廣を指名いたします。

お諮りいたします。本職を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、私、鈴木幸廣を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

◎議第3号 財産の取得について

○議長 日程第5、議第3号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第3号 財産の取得についてご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第3号 財産の取得についてご説明申し上げます。

令和3年1月12日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した新庁舎移動書架の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得の物件、新庁舎移動書架。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、金1,184万7,000円。

4、契約の相手方、山形県米沢市金池8丁目3番11号、株式会社メコム米沢支店、支店長佐久間信也でございます。

本日付、町長名でございます。

別紙の物品購入仮契約書をご覧ください。

発注者、受注者はご覧のとおりでございます。

四角の中を申し上げます。

物品名は新庁舎移動書架、規格でございますが、別添のとおり、これは後ほど申し上げます。契約の金額1,184万7,000円、内訳はご覧のとおりでございます。納入期限は令和3年3月31日です。納入場所は川西町大字上小松でございます。

こちら、契約書の本文をご覧ください。

発注者と受注者は、川西町契約に関する規則に定める諸条項を遵守し、売買契約を締結する。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するという中身でございます。

では、次のページをご覧ください。

移動書架の納入の一覧でございます。

品名は、株式会社文祥堂製でハンドル式移動棚コンパルック n e o 等でございます。

内容につきましては、1のS型7連複式稼働棚、これが18台、以下ご覧のとおり。あとは、最後にございますが、走行レールが50メートルの内容でございます。

この裏面でございますが、こちらには設置場所の移動書架、書庫の平面と立面図でございますが、こちらも添付したところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑はないようでありますから質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第2号 川西町課設置条例の設定について

○議長 日程第6、議第2号 川西町課設置条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第2号 川西町課設置条例の設定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、町の課題や町を取り巻く社会・経済情勢や環境の変化等に柔軟に対応できる組織体制に改編するため、提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 では、命によりまして、議第2号 川西町課設置条例の設定についてご説明申し上げます。

別紙の概要によって説明申し上げます。

まず、1の設定の趣旨でございます。

メディカルタウン整備をはじめとする大型事業の推進、頻発かつ甚大化する災害に対する危機管理の強化、少子高齢化、人口減少を克服するまちづくり・ひとづくり・交流の拡大及びデジタル変革への対応並びに財政規律の確立等、町の課題や町を取り巻く社会・経済情勢や環境の変化に柔軟に対応できる行政体の姿、組織機構を構築するため、現組織体制を改編するとともに分掌事務について見直しを図るものでございます。

2の改正の内容を申し上げます。

まず、(1)の総務課であります。

危機管理業務は安全安心課に、契約管財業務については財政課に移管する。未来づくり課の広報・広聴業務を移管し、情報統計グループを新設する。結果、行政管理グループ、情報統計グループ、この2つのグループで構成いたします。

(2)安全安心課。

頻発かつ甚大化する災害に対応するため、安全安心課を新設する。総務課の危機管理業務を移管し、危機管理グループと住民生活課の生活安全業務に、同課の空き家対策業務を加え移管し、生活安全グループとする。こちらは、危機管理グループ、生活安全グループで構成いたします。

(3)財政課。

財政規律の確立を図るため、財政課を新設する。未来づくり課の財政業務を移管し、財政グループとし、総務課の契約管財業務を移管し契約管財グループとする。財政グループと契約管財グループで構成いたします。

(4)まちづくり課。

まちづくり課を機能的かつ効率的に推進するため、未来づくり課とまちづくり課を再編し、まちづくり課とする。未来づくり課の政策調整業務に新たにSDGsの推進業務を加え、企画調整グループとし、まちづくり課の地域振興業務を地域交流グループとする。結果、企画調整グループと地域交流グループで構成いたします。

(5) 住民課。

住民生活課の戸籍住民グループについて、事務効率の向上のため、戸籍住基グループと年金保険グループに再編する。交通安全及び空き家対策等業務は、安全安心課に移管する。結果、戸籍住基グループ、年金保険グループ、生活環境グループの3つで構成いたします。

続いて、(6)の産業振興課。

次のページ、裏面をご覧ください。

まちづくり課の観光業務を移管し、商工観光グループを新設する。結果、農業企画グループ、生産振興グループ、商工観光グループ、以上3つで構成いたします。

施行期日は、令和3年度4月1日でございます。

以上が、課設置条例に関わる内容でございますが、関連いたしますので、この線の下についても説明申し上げます。

本条例と併せまして、川西町教育委員会事務局組織規則を次のように改編内容として改正するものでございます。

改編内容は、川西町教育等の振興に関する大綱に定める基本理念「まちを支え、まちづくりを担う「川西人」の育成」の実現に向けた人材育成を進めるため、教育総務課と生涯学習課を再編し、教育文化課を新設するものでございます。こちらは、教育総務グループ、生涯学習グループ、スポーツ振興グループ、この3つのグループで構成いたします。

また、各行政委員会の所管等も併せて参考にご説明申し上げます。

まずは、行政委員会等名の中で、一番初め、選挙管理委員会につきましては総務課、教育委員会につきましては教育文化課と健康子育て課、農業委員会につきましては農地林務課、議会事務局につきましては監査委員事務局、監査委員事務局、こちらは議会事務局、こちらがそれぞれ併任辞令を発出いたしまして、構成するという考えでございます。

最後、次のページでございますが、こちらは改めまして、これから令和3年度に入ります組織図を添付させていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 ちょっとうろ覚えになりましたが、この内容は前段の、過日の何か会議で概要を説明いただいたものでしたか。その辺ちょっと、うろ覚えというとなんか前の話ではないんですが、ちょっとお話簡単にお聞きしたいのと、それから、改めてお聞きします。この新し

い課の名称はどこどこなのか、ちょっともう一回教えてほしいなという、何かあるようですが、私が申し上げるより簡単に。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 2点の1点目でございますが、昨年、議会全員協議会の中でご説明さしあげた内容でございます。

2点目でございますが、この概要書、2枚目のほうに組織図ございますので、こちらで申し上げさせていただきます。

まずは、2番目、安全安心課、こちらが新設でございます。1つ、川西消防署飛びまして、財政課、こちらも課の名称としては変わった内容でございます。そして、最後に、教育委員会の、こちら教育文化課。

失礼しました。その前に、住民課、以前まで住民生活課でございましたが、住民課と名称を変更させていただきます。

はい、失礼申し上げました。

最後に、教育文化課でございます。

以上でございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 時間も押しているというか、かなり無理なスケジュールであります。お尋ねしたいことだけは、ちょっとお尋ね申し上げる。

12月の議会に、ごちゃごちゃしておったから、ちょっと私の記憶も曖昧なところもあるんですが、説明いただいたと。

町民の声は、原田町長ね、非常にこのOB諸君の方などとも接点を持つ機会があるんですが、非常に分かりやすい言葉で言うと、いじくり回すもんだから非常に大変だという感想を、ちょっと言葉としては当たらないかもしれませんが、言われたとおりに申し上げますと、しゅっちゅう、この辺の田舎の言葉で言うと、とろっぺず、これを動かされているもんだから、なかなかついていけないというか、そんな言葉をいただく機会がありました。

私も、ある意味そんな感じで、先祖返りというんだっけ、前に戻るのは、この住民課などは新しく課という名称の説明ですが、これはもう古くて新しい、昔、住民課ってあったよね。だから、何か、原田町長ね、原田町長にお尋ねしているわけなんで簡単でいいですよ。結局、先祖返りという言葉ぐらい、能がないからそのぐらいしか言えないけれども、ぐるっと回って、様々検討したけれども結局住民課というんならば、そんなにいじくり回さなくたって、

住民課の中で何グループ、何グループというのもよかったのではないかというふうに思うわけです。

ただ、5期目で町民の支持をいただいて当選した原田町長が、町民のために一番やりやすい方法がこうだよということだと思っんです。そういう意味では、私もむげに反対したり、何か申し上げるのではないけれども、私、今、繰り返し申し上げませんが、町民の赤裸々な、ある意味OBの職員の方などの声なども聞く機会があつて、あまりにもしょっちゅういじくり回さないで、シンプルに、南陽の白岩市長のラーメン課で、何とかつてありますけれども、ちょっと新聞の記事にも入るんですが、とにかく分かりやすいような、ひとつ町民の目線に立った立場で名称などもお願いしたいということです。

もう一つ、職員、働き方改革といった場合に、それは十分検討されて、仕事の量での分配というふうにならざるを得ないと思っんです。当然ですよ。何か名称はしたけれども、そうしたら1か所さみんな集められちゃうんで、職員の声を直接聞く機会はありませんけれども、職員の働き方改革といったときに、行き詰まるような数だというようなことにならないように、配慮して、具体的にはちょっと申し上げませんが、ある課なんか、あつち行つたかと思うと、こつち行つたりで、なかなか町民がついていくのに大変だということだと、職員もなかなかご苦労な中でやつているんで、町民の赤裸々なお話と、それから私なりの感想を申し上げたところです。

原田町長からご答弁をいただけるとすれば、簡単に結構です。あまり難しくいじくり回さないで、分かりやすくお願いして、町政をやつていただければさらにいいんでないかと。繰り返し申し上げますと、原田町長がやりやすいようにしていただいていいんです。何のこつをしていただいてもいいんです、これ、町長の権限がありますから。ただ、みんなが原田町長の考えについていかれるような、1万余の町民がついていかれるような説明、これだけは忘れないでやつてほしい。簡単にコメントいただけますか。

○議長 町長、原田俊二君。

○町長 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

やはり、町民の皆さんに親しまれる、理解されるような手だてを尽くしていかなきゃいけないというふうなことは肝に銘じて丁寧にご説明申し上げ、また新庁舎という形になりますので、ワンフロア、ツーフロア、3階までありますけれども、それぞれのフロアで職員が互いに連携を図つて働きやすい職場になりますので、なお一層、サービスの充実に努めてまいります。

今回の組織改編につきましては、2年間、町に持っております行政管理改善委員会の中で、様々議論させていただきながら、今の時代にマッチした、また町として町民の皆さんに明確に町の方向性が示せるような課の設置を心がけていこうということで、議論を尽くしてきたところであります。先輩方からも理解されるように丁寧に説明をさせていただきながら、町民にご理解いただけるように努力をさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長 ほかに。

13番伊藤寿郎君。

○13番 2点ほどお伺いします。

課設置条例の第2条の各課の分掌事務は次のとおりということで、よく見ますと、課によっては2項目、多いところで11項目ということで、ちょっと差があるのかなと思います。また、この分掌事務の項目と、配置される職員の方々の配置の人数などは比例するものかどうかまず1点。

2つ目、県並びに他市町村では、コロナの対応する課を設置されているところがございすけれども、今回の設置条例について、このコロナ、喫緊のコロナに係るような設置をするかどうかというご検討はなされたものかどうか、2点お願いします。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 2点のご質問申し上げます。

まず、1点目でございますが、第2条のほうに各課の事務分掌、今ご指摘あった部分であります。こちらは主な事務でありまして、細分化した中身、こちらにつきましては、より詳しい町の規則がありまして、その中で、さらには職員もその中で人事、配置を行うという中身でございます。要するに、このアから、いろいろありますけれども、このボリューム感だけで全員の配置、これは比例しない形でございますので、そちらをご理解のほうお願いしたいと思います。

あと、2点目でございますが、これはコロナのワクチン関係、新聞報道でございますので、今後、近々であります。町の災害対策本部を設けていますので、この中でもう設置に向けて、今ちょっと対応する中身でございます。いずれにしても、余裕を持ってワクチンの接種について、65歳以上から始めまして、スタートしますので、そちらの対応、迅速に適正に対応する組織立てを行っていきます。ただし、こちらは今回の組織の中ではうたってございませんので、それぞれの業務の中で、あとは制度の中で取り組んでいくという中身でございます。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○13番 今大事なこの時期ですので、柔軟に、迅速に対応できることをご祈念申し上げ、質問を終わります。

○議長 ほかに。

3番渡部秀一君。

○3番 3番渡部です。

私のほうからは、地域整備課の仕事の中で、ア、イ、ウ、エというふうになっていますが、下水道に関することということになっておりまして、上水道のほうの漏水とか、そういうものはどういふところで見るとかというのが気になってしょうがないんですが、こちらのほう、教えていただきたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ご指摘ありがとうございます。

こちら、大きな分掌の中でこちらへうたってございますが、もちろん業務としては水道も持つ形でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第1号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第10号)

○議長 日程第7、議第1号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第10号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第1号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第10号）をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,968万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億6,486万2,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、針生未来づくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、私からご説明申し上げます。

議案本文に加えまして、説明資料といたしまして、本補正予算（第10号）の概要書と、もう一つ、ふるさとづくり基金管理事業概要、こちらのほうも準備をいたしましたので、本文と併せてご説明申し上げたいと思います。

まず、議案書本文でございますが、議第1号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,968万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億6,486万2,000円とする。

第2項は割愛させていただきますが、令和3年1月29日付提出、町長名でございます。

本文、めくっていただきますと、事項別明細書がございます。

3枚目でございますが、そこから右下にページを打っておりますが、3ページには、今回の補正に係る歳入の内容でございます。

続いて、その裏、4ページお開きいただきますと、今回補正をお願いいたします歳出の明細を科目ごと載せてございますが、右の説明の欄にございますが、今回補正をお願いする事業といたしましては、3つございます。町有財産維持管理経費、ふるさとづくり基金管理事業、そして冬期交通確保事業の3つでございます。

これにつきまして、別紙の概要書をご覧いただきたいと思います。

こちらのほうをご覧いただきますと、性質別の区分によりまして説明を掲載させていただ

いておりますが、歳出と歳入それぞれご覧いただきますと、ふるさとづくり基金管理に係る項目が幾つか記載をされております。まず、この内容について、項目が幾つかに分かれておりますので、まずそちらの事業の説明を申し上げたいと思います。

別紙で準備をいたしました、ふるさとづくり基金管理事業概要、こちらをご覧いただきたいと思います。

こちらは、左の欄に歳入、そして右の欄の歳出というふうに分けて記載をさせていただいております。

まず、ふるさとづくり基金管理事業でございますが、ご案内のとおり、ふるさと納税に関わる寄附金を基にした、その基金の管理事業でございます。まず、今回補正を計上いたしますのは、歳入の寄附金でございますが、当初この事業につきましては1億円を歳入として見込んでおりましたが、今回補正をお願いするものは9,000万の増額でございます。そして、合計1億9,000万円とするものでございます。ふるさと納税につきましては、順調に伸びておりますが、特に12月の段階で急激にといいますか、多くのご寄附を頂くことになりまして、このたび9,000万の歳入の増額を見込ませていただいて、その補正をお願いするものでございます。

これにつきましては、基金の管理上、歳入から、今度は基金の積立金のほうに歳出というふうなことで計上することになりますので、歳出、右側の基金の積立金のほうに、当初の予算では1億1万円、この1万円は利子分相当でございますが、1億1万円の当初予算でございましたが、こちらのほうに積立金として9,000万円を計上させていただきます。それによりまして、1億9,001万円という基金の積立金の予算額とさせていただきます。

その歳出の下に移りますが、寄附金が大きく増額となりますと、寄附を頂くわけですから、それに関連しての返礼品の予算措置が出てまいります。それで、今回9,000万円を歳入寄附金として増額することにより、返礼品のほうを、当初既決いただいておりますのが4,000万の予算でございましたが、これが3,030万円で、合計7,030万円の返礼品代を見込ませていただきまして、失礼しました、既決予算との差3,030万円を計上をさせていただくところでございます。

同様に、この事業を取り組むに当たって、インターネット上のサイトを利用させていただいておりますが、そちらのほうへの業務の委託料、あるいは手数料等で今回の増額を見込みますと、合計額の2,261万7,000円を見込むこととなりますので、既決予算1,178万3,000円との差1,083万4,000円を委託料等で見込ませていただくものでございます。

その歳出のほうに充てるものとなりますが、基金のほうに積み立てているところから、基金繰入金として4,113万4,000円を繰り入れさせていただいて、こちらの歳出の返礼品代、委託料等に充てさせていただく、このような内容でございます。したがって、歳入のほうは、合計1億3,113万4,000円、歳出の方も同様に1億3,113万4,000円ということになります。

最初に申し上げましたとおり、この基金管理事業につきましては、歳入は歳入、歳出は歳出というふうな計上というふうになりますので、例えば入と出の相殺額を計上するというのではなく、入りは入り、出は出というふうな形になりますことから、このような計上となるものでございます。

一番下の段でございますが、関連いたしまして、令和2年度中のこの基金管理の中で、どのくらい増加するのかというところについては、基金の積立金といたしまして、1億9,001万円から返礼品代等を差し引きます。9,497万3,000円を差し引きますと、令和2年度中の基金増加額、見込みですが、9,503万7,000円を見込むものでございます。

まず、ふるさとづくり基金について、特に入と出が混在している関係で、まずは説明をさせていただいたところでございます。

それを基に、もう一度概要書のほうに戻っていただきたいと思います。

1の歳出でございますが、補助費等で3,030万円を補正するものでございます。

内容といたしまして、今申し上げたふるさとづくり基金管理の寄附者への返礼品代として3,030万円を増額補正させていただきます。

続いて、2の物件費1,238万4,000円でございますが、こちらのほうは町有財産維持管理経費の委託料といたしまして155万円、これは新庁舎引渡し後の警備等の委託を行うものでございまして、155万円を増額補正させていただきたいと思います。

その下、ふるさとづくり基金管理に係る委託料等は、先ほどご説明申し上げました委託料、手数料等で、1,083万4,000円を増額補正させていただくものでございます。

3の維持補修費でございます。3,700万円、これは冬期交通確保事業、除雪委託料でございます。3,700万円、これについても、12月から大変大雪が年始にかけて続きまして、これからはまだ冬期の除雪が必要になると思われまことから、今回、まず年末年始で出動した時間相当の金額をこの補正として計上させていただいたところでございます。3,700万円の増額補正でございます。

そして、4の積立金9,000万円は、申し上げましたとおり、ふるさとづくり基金管理の積立金として9,000万円を補正、お願いするものでございます。

合わせまして、歳出1億6,968万4,000円でございます。

続いて、2の歳入でございますが、1の寄附金9,000万円は、ふるさとづくり寄附金としての歳入。

2の繰入金でございますが、7,768万4,000円、まず財政調整基金からの繰入金3,655万円、そして、ふるさとづくり基金からの繰入金として、経費等に充てる分でございますが、4,113万4,000円を計上させていただいております。

そして、3の諸収入でございますが、200万円、除雪負担金として、置賜病院の企業団から200万円の負担金を見込むものでございます。

歳入も1億6,968万4,000円でございます。

この補正によりまして、財政調整基金残高でございますが、2億8,473万1,000円となります。これにつきましては、令和2年度の標準財政規模66億1,360万1,000円を分母にいたしますと、4.3%となります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 ふるさと納税の話で、課長の説明をいただきましたけれども、簡単に言えば、納税いただいた分、返戻品、差引きの額について、もう一回分かりやすく。

それと、納税分のいわゆる実質的に返戻分を差し引いた、いわゆる町に入ってくる分の納税額というような、これをもう一回、ちょっと分かるように。物覚えが悪いもんだから、シンプルに教えていただきたいということと、それから、総務省でしたっけ、窓口、主導機関、ここで何か返礼品の%が何か問題になったところがあるわけですが、その辺の割合について、もう一回復習しながら教えていただければということで、ちょっとお尋ね申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今、申し上げたことと重複するかもしれませんが、どうぞお許しいただきたいと思います。

今回、寄附金の増額を見込むものについては、9,000万円の増という、寄附金の増ということを考えております。したがって、歳入も9,000万円、そして寄附金の歳入も9,000万円、そして積立金のほうにも、歳出として9,000万円を見込むものでございます。

失礼いたしました。ふるさとづくり基金管理事業の概要書というものをご覧いただきたいと思います。

申しあげましたように、寄附金については9,000万円を増額で見込みますので、同様に支出のほうで基金管理事業のほうに積立金として9,000万円を増額補正するものでございます。

あと、返礼品につきましてですが、こちらについては、ご案内のように、返礼品については寄附額の30%というふうにされております。そして、この返礼品代には、大変失礼いたしました。若干送料分もここに含んでおります。それについては、予算上見込んでおりますのは、寄附額の7%をここに見込み、計上させていただいております。それによりまして全体の返礼品代、送料を一部含んだ返礼品代の総額から、既に既決予算いただいておりますので、その分を差し引いた分として、今回補正に3,030万円を計上させていただいております。

あと、今回、申しあげましたように、ネットを利用したサイトを利用させていただいておりますので、これについては、現在、さとふるというのと、ふるさとチョイスの2社のサイトを活用させていただいております。それにつきましても、この2社それぞれ若干手数料や経費について違いますが、それを今回の9,000万円を増額し、1億9,000万円の寄附金の入ということ想定いたしまして、2,261万7,000円の委託料等を見込ませていただきました。これと、既決いただいております1,178万3,000円との差について、1,083万4,000円を増額補正させていただくものでございます。

以上によりまして、今回の歳入と歳出の補正をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 針生課長。

○未来づくり課長 失礼しました。

そして、欄外になりますが、今回、令和2年度中の金額の動きということになりますが、基金への積立金としては1億9,000万、それに利子分も予算上見込んでおりますので、1億9,001万円を積立金として積み上がるわけですが、返戻品や委託料等の必要となる経費9,497万3,000円を差し引くこととなりますので、令和2年度中の基金の増加額として見込みますのは、9,503万7,000円ということでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 返礼品は、納税いただいたものの上限が30%以内だっけ、それを超えたところがあるから、総務大臣にお叱りを受けたところもあると。いやいやと言っていたあれは裁判に勝ったのかな、ちょっと、そこまで。言うなれば、総務大臣の言うことを聞かなくてもいいではないけれども、総務大臣からは、頂いたものの30%以内にしなさいよと、つまり1万円頂

けば3,000円以内と、これを超えないようにねと、超えたところもあったわけだ。そういう例があまたというか、あったわけだね。川西町は、総務大臣の、国のいわゆる指導を忠実に守ってやっているよというお話ですよ。

それで、ここちょっと分からなかったんですが、送料のばらつきがあるようですが、手数料関係、これらはこの30%のほかだということなのか、その30%の中だということなのか、ちょっと分かったようで分からない。額はいいんですが、説明の中の意味合いをちょっとお尋ねしたいということと、それから、これ、あれだっけ、これもまた大変不勉強で申し訳ない。ふるさと納税、頂いたものを、すぐにこっちの財布さ使うでなくて、ためるといって、基金、こういうシステムでしてるんだっけ。これも大変申し訳ない、ちょっとお尋ね申し上げたい。入ったものを、すぐにこっちは年度中に入ったからって年度中にそれさ使うというシステムでなくて、ちょっとずつためて、基金ということで。基金条例があるんだな。その中の額が幾らという部分なんだけれども、もう一回ちょっと、のみ込み悪いもんで、そこをちょっとお願いします。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 まず、1点目の送料についてでございますが、返礼品代の外でございます。別に送料分は予算上見込んでございます。

あと、寄附金の流れともいえると思うんですが、寄附を頂く場合、今回、条例でございますが、寄附金の活用については目的がございまして、これは寄附者が寄附する場合、納税する場合からその目的を指定することができる内容になってございます。それを幾つか申し上げますと、このような表現を使わせていただいておりますが、寄附金の活用を指定する事業といたしまして、「幸せ健康、元気づくりの推進に関する事業」、あるいは「次世代を担う子ども育成に関する事業」、「歴史、文化の継承発展に関する事業」など合計、具体的な項目としては5つ、事業の指定はしないという項目もございまして、それも入れて6点の目的に基づいて寄附を頂くような仕組みになっております。

したがって、これを、寄附を頂いたものを基金管理させていただきまして、現在ちょうど予算編成の時期にもありますが、様々な事業に対して、これらの事業に該当するものを精査いたしまして、ふるさとづくり基金から財源を充てさせていただいて、それを予算編成に活用させていただいているというようなことでございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 時間も大分経過していますが、だから、こんなに盛りだくさん、今日しないほうが

よかったですけれども、まず、出したからね、真面目に議論させていただきたいんですが。

1万円寄附している人は、川西町に納税するわけでしょう。私は川西町に1万円寄附したよという気であるわけだ。ふるさと納税に協力というか、した人。だけど、実際は3,000円の返礼品と7%の経費がかかっているから、いわゆる3,700円分は経費としてかかっているわけですね。だから、町としては6,300円頂いているわけだ、本当は。だけど、納税した人は、1万円、川西町に協力したよというお気持ちで参加というか、納税して協力というか、頂いていると、こういうことでしょう。

そこで、それを、頂いたものを、5つの選択肢あって、それからいわゆる制約がない1つがあつてと、6つの種類がある。お金は1本にまとめながら、それぞれの管理は、項目ごとに整理をして、残額なども当然チェックしていると、こういうことなんですな。当然だと思う。それについて何かというのではなくて、なるほどなどと思って、いわゆる返礼品についても、様々ご検討されていると思いますが、またの機会に、お尋ねする機会があれば、お尋ねしたいと思います。

その中で、ちょっと参考に、一番人気のあるメニューといいますか、本町内で、5つあったうちの1つだけでいいんですが、これが非常に、額的にはこんなことで非常に好評ですよというデータがあれば、ちょっとお話しいただきたいことと、それから、近隣市町の、私、データ全然ないんですけれども、川西は他市町よりもかなりあれですか、評判がいいというか、人気がいいというか、何を基準に比較したらいいか分からないけれども、財政力とか、人口とか、様々ありますけれども、上位のほうへいつているわけですか。その辺のちょっと、聞き方もおかしいんですが、昨今の。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 ただいまのご質問でございますが、本町の返礼品の中で、特にご希望の多い商品となりますと、返礼品と申しますのは地場産品に今限られておりますので、本町にゆかりのある品物ということになるわけですが、やはり肉と米ということが大変多い状況となっております。米にいたしますと、特につや姫の返礼品のご希望を受け、肉については当然米沢牛の商品に対するご希望、これを多くいただいております。

本町では、今年度につきましては、当初1億円のふるさと納税の寄附額を見込んでございましたが、過日、この議会の中での一般質問で町長がお答えしているところでございますが、このコロナ禍の中にございまして、巣籠もり需要とでも申しますか、いわゆる各地の名産品

を取り寄せて、それを食したいというようなご希望を持たれるような方も増えてきたというようなことから、本町としても寄附額が大変多くなってございます。現時点でございますが、昨年度等と比較すると約3倍ほどの寄附額、これで今推移をしてございます。

ただ、この状況につきましては、本町に限ったことでは当然ございません。これは他の市町においても同様の状況が今生じているというふうに、私ども認識をしております。その中で、これまで本町では、先ほど高橋議員のほうからもございましたとおり、このふるさと納税の制度の趣旨を尊重しつつ、国からの指導等は一切受けることなく、この制度の中で運用してまいりました。その結果として、残念なことではございますが、県下のレベルの中ではまだ下位に今甘んじているところでございます。この状況は今も変わっておらないわけですが、今後こういった機会を先の第一歩とすべく、今後ポータルサイトの活用についてより検討を深め、また返礼品などにつきましてもより充実を図りながら、何とかほかの地域の皆さんとつながりをつくりながら、この川西町を応援していただくというようなものにつなげていければというふうに考えておるところでございます。

○議長 ほかに。

先ほど答弁漏れたようでございますので、針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 失礼いたしました。

先ほど申しあげました幾つかの項目の中では、指定がないというのが一番多いと認識しております。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これをもって、令和3年第1回川西町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでございました。

(午後 4時49分)